

# 収 支 予 算 書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位=千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
(1)基本財産運用収入	1	2	△1	
①基本財産運用収入	1	2	△1	
(2)事業収入	1,413,266	1,421,128	△7,862	
①不動産賃貸収入	1,413,266	1,421,128	△7,862	
(3)補助金等収入	0	525	△525	
①住替え支援事業補助金収入	0	525	△525	
(4)負担金収入	22,496	28,937	△6,441	
①人件費負担金収入	12,052	18,457	△6,405	
②工事負担金収入	10,000	10,000	0	
③Wi-Fi事業負担金収入	444	480	△36	
(5)業務受託料収入	10,540	10,540	0	
①業務受託料収入	10,540	10,540	0	
(6)雑収入	1,445	1,410	35	
①受取利息収入	650	650	0	
②雑収入	795	760	35	
事業活動収入計	1,447,748	1,462,542	△14,794	
2 事業活動支出				
(1)事業費支出	1,006,492	956,603	49,889	
①都市整備再開発事業費支出	18,050	20,550	△2,500	
②都市緑化環境保全事業費支出	6,581	3,685	2,896	
③住宅関連事業費支出	3,290	1,814	1,476	
④都市活性化地域振興事業費支出	27,048	25,818	1,230	
⑤調査研究啓発事業費支出	5,000	3,050	1,950	
⑥不動産賃貸管理事業費支出	946,523	901,686	44,837	
(2)管理費支出	93,392	94,255	△863	
①事務管理費支出	93,392	94,255	△863	
事業活動支出計	1,099,884	1,050,858	49,026	
事業活動収支差額	347,864	411,684	△ 63,820	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
(1)負担金収入	16,337	103,597	△ 87,260	
①工事負担金収入	16,337	103,597	△ 87,260	

(単位=千円)

科 目	予 算 額	予 算 額	増 減	備 考
(2) 敷金・保証金戻り収入	3,752	15,752	△ 12,000	
① 敷金・保証金戻り収入	3,752	15,752	△ 12,000	
(3) 敷金・保証金収入	51,896	25,489	26,407	
① 敷金・保証金収入	51,896	25,489	26,407	
(4) 特定資産取崩収入	0	112,740	△ 112,740	
① 減価償却引当資産取崩収入	0	112,740	△ 112,740	
投資活動収入計	71,985	257,578	△ 185,593	
2 投資活動支出				
(1) 特定資産取得支出	254,368	337,238	△82,870	
① 退職給付引当資産取得支出	4,368	2,238	2,130	
② 減価償却引当資産取得支出	250,000	335,000	△85,000	
(2) 固定資産取得支出	70,300	232,200	△161,900	
① 不動産取得建設事業費支出	70,000	231,900	△161,900	
② 器具備品費支出	300	300	0	
(3) 敷金・保証金返済支出	67,081	9,724	57,357	
① 敷金・保証金返済支出	67,081	9,724	57,357	
(4) 敷金・保証金支出	100	100	0	
① 敷金・保証金支出	100	100	0	
投資活動支出計	391,849	579,262	△187,413	
投資活動収支差額	△319,864	△321,684	1,820	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
(1) 借入金収入)	0	0	0	
(① 借入金収入)	0	0	0	
財務活動収入計	0	0	0	
2 財務活動支出				
(1) 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
① 借入金返済支出	285,000	285,000	0	
財務活動支出計	285,000	285,000	0	
財務活動収支差額	△285,000	△285,000	0	
Ⅳ 予備費支出	5,000	5,000	0	
当期収支差額	△262,000	△200,000	△62,000	
前期繰越収支差額	262,000	200,000	62,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

(注) 1 収支予算書は平成18年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日) 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ) に示された3区分の様式により作している。

(注) 2 収支予算書は「特例民法法人が新制度移行前に平成20年基準を採用する場合の指導監督等について (通知)」(平成21年3月27日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室参事官) に基づく東京都の指導並びに、定款の規定を参酌し、従前の資金収支ベースの収支予算書を作成している。